平成２１年（フ）第８８号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11156番地２　ハイツ山咲102
債務者　塩原みどり（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第９０号
長野県伊那市境1474番地３　ハミング伊那205号
債務者　須藤　浩士
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第９５号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪13173番地170
債務者　福永　龍恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第９６号
長野県駒ヶ根市赤穂1134番地３　スカイマンションⅡ105号
債務者　渋谷　隆一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第９９号
長野県上伊那郡南箕輪村4763番地１　羽場団地Ａ203号
債務者　矢嶋　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第４０９号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目３番１号　パナビラ池の上Ｂ―201号
債務者　岩上　秀一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１１５号
兵庫県佐用郡佐用町西大畠665番地
債務者　越本　良則
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２０７号
松江市浜佐田町539番地
債務者　新宮　浩幸
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２７号
島根県安来市広瀬町東比田444番地
債務者　石田　和也
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２９号
島根県仁多郡奥出雲町横田394番地
債務者　中津ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６８号
山口県下関市豊田町大字中村829番地３　市営納涼住宅９号
債務者　梅原　正之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３６９号
山口県下関市豊田町大字中村829番地３　市営納涼住宅９号
債務者　伊藤　房江
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
佐賀県唐津市町田３丁目12番43号　第３サンコーハイツ301号
債務者　谷口　由美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５９３号
熊本市出水５丁目２番12号　松永アパート101号
債務者　木下　　實
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７３号
熊本市下南部２丁目５番３―401号
債務者　宮﨑　修一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９７４号
熊本市下南部２丁目５番３―401号
債務者　宮﨑　秀子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１７号
兵庫県朝来市和田山町加都1559番地
債務者　小山　千里
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係